

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 地域福祉
 施策番号: 06 - 01

1 施策の基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	01 小地域福祉活動を活発にします。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	健康福祉局		

2 目標指標

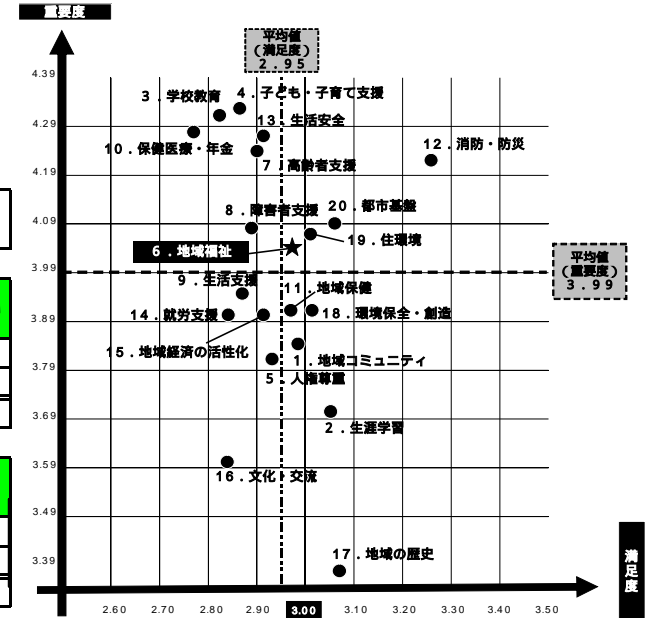
指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
小地域福祉活動実施団体数 (延べ)		H24 487 団体	594	554	592	**	**	**	98.1%
ボランティア登録者数		H24 5,396 人	5,600	5,208	5,331	**	**	**	0%
見守り安心事業実施地区数		H24 23 地区	56	32	35	**	**	**	36.4%

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	地域生活を支える福祉コミュニティづくり 地域福祉に関する相談、支援体制づくり				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
26年度	34.9%	36.6%	26.6%	1.3%	0.6%
25年度	第10位 / 20施策	5点満点中	4.04点 (平均3.99点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
26年度	3.0%	13.1%	65.2%	15.9%	2.8%
25年度	第8位 / 20施策	5点満点中	2.98点 (平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
<p>行政が取り組んでいくこと 新たな人材と組織の育成支援</p> <p>【地域福祉活動への育成支援】 「地域高齢者福祉活動推進事業」は、高齢者支援としての安心安全活動や健康・生きがいづくり、住民交流事業など、地域福祉コミュニティを形成する上で各地域で根幹となる事業であり、社会福祉協議会がそれぞれの地域で行っている活動を支援している。これまでの取組により目標指標である「小地域福祉活動実施団体数(延べ)」については増加傾向であり、引き続き取組を広げていくが、中心となる地域リーダーがいる地域では活発な活動が実施されている一方で、福祉活動の企画実施が難しいといった地域も少なくない。(目標指標) また、高齢者施策を含めたコミュニティ関連事業を整理・集約し、高齢者を含めた地域住民の自主的な活動への参加促進についても検討していく必要があり、26年度から見守り安心事業のあり方の検討、地域高齢者福祉活動推進事業や老人いこいの家事業との集約化等、検討を進めている。しかしながらその課題として、より地域福祉を推進するための具体的な活動や補助金額のあり方、高齢者以外にも対象を広げることによる増加要因への対応、介護保険法の改正に伴う総合事業を見据えた事業のあり方など種々の課題がある。いずれにしても、地域に密着した複数の事業を精査することや様々な活動団体に対して見直しについての十分な理解を求めていく必要があることから、市社協と連携しながら検討し取組を進めていく。</p> <p>【地域福祉活動の担い手】 地域福祉を推進するため、中心的な役割を担っている「高齢者等見守り安心事業」については、社協活動が活発な地域を中心に実施地区が広がっており、全地区での実施に向け、社会福祉協議会と連携し取組を進めているが、74地区中35地区にとどまっている。(目標指標) 26年度は、未実施の39地区に説明会の開催や個別説明を行っており、必要に応じて、市職員も同行している。こうした中、具体的に立ち上がりかけているところや独自の見守りを開始しようとするところ、キーパーソンの不在により停滞しているところ、コミュニティ形成を優先させる必要があるところ、さらには見守りという言葉に身構えるところなど様々な状況である。地区ごとの見守り安心委員会の全体会において、未実施地域を含めて発表やグループワークによる意見交換などによる意識醸成にも取り組んでいる。加えて、日々継続する既存の安心委員会へ継続的なフォローにも懸命に取り組んでいる。 こうしたことから、今後はこれまでの方向に加えて小地域での活動から広げていくなど、未実施地域が実施しやすい体制での取組について柔軟に支援していく必要がある。</p> <p>地域のニーズにあったボランティア活動をコーディネートする重要な役割を担っているボランティアセンターは、地域活動における新たな担い手の確保について取り組みを進めている。しかしながら、最近ではNPOや企業が独自にボランティア活動を行うなど、その活動に多様化が見られることや、人口減少・少子高齢化により地域における担い手の減少等の理由により、目標指標に挙げている「ボランティア登録者数」は減少傾向にある。(目標指標)一方でボランティア活動に関する考え方の広がり(有償ボランティア等)など多様な活動、多様な主体によるボランティア活動の広がりがある中、より幅広い利用者のニーズに対応するためボランティアセンターと連携し支援する。</p> <p>【尼崎市民福祉振興協会】 尼崎市民福祉振興協会(昭和58年設立)は、尼崎市民福祉振興基金から生じる運用益の一部を補助金として受け入れ、福祉意識の啓発や福祉活動の振興等の事業を実施してきた。しかしながら、事業の執行体制において、行政と協会との機能や役割が混在化しているなどの課題があることから、基金の運用益をより有効に活用することを前提に、団体の方向性について協会の理事会で協議を行なった。 その結果、協会が実施する一部の事業を市事業として転換することや、市民の意見を取り入れる仕組みづくり(懇話会)を市が構築すること等を条件として、平成26年度末で解散した。なお、転換する事業については、平成27年度予算で計上済みである。</p>						
主な事務事業	地域高齢者福祉活動推進事業 ボランティアセンター運営事業	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ 遅れている

次年度に向けた取組方針	
地域高齢者福祉活動推進事業については、高齢者を中心とした事業だけでなく、幅広い世代を対象とした事業への展開に向けて補助金の見直しを検討していく。 高齢者等見守り安心事業については、現在の圏域では広がり限界があることから、従来の社協活動に加え、新たな方法として、社協以外の団体が中心となった見守り活動が立ち上がるよう検討していく。 介護保険制度の見直しに伴う生活支援のあり方の検討も含め、地域が主体となって進める小地域福祉活動と多様なボランティア活動が連携できるような環境を整えていく。また、各支部社協においても、地域におけるボランティア活動の情報収集、支援、ボランティア活動のコーディネートを担っていく必要があることから、社会福祉協議会と協議検討をしていく。	
新規・拡充の提案につながる項目	
改革・改善の提案につながる項目	

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
・今後更なる高齢化が見込まれる中、介護保険制度の改正に伴い、平成29年度から実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に向けて、全市的に受皿となる地域の福祉サービスを活性化していく必要がある。 ・地域自らが地域の高齢者を見守る「見守り安心委員会」については、さらなる拡大に向けて地域福祉活動専門員が積極的に地域に出向き活動するなどしているものの、実施地域数は昨年度比で3箇所の増と、伸びが鈍化している。 ・今後残る地域に取組を広げていくに当たっては、社協(連協)以外も含めて地域でのつながりを活発化する手法も検討するなど、従来のやり方を抜本的に再検討し、平成29年度に向けて全市に見守りが広がるよう、取組の加速を図る。 ・上記取組に向けては、地域包括支援センターを始めとした高齢者施策など、他の施策とも十分に連携を図る必要がある。 上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「転換調整」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 地域福祉
 施策番号: 06 - 03

1 施策の基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	03 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	健康福祉局		

2 目標指標

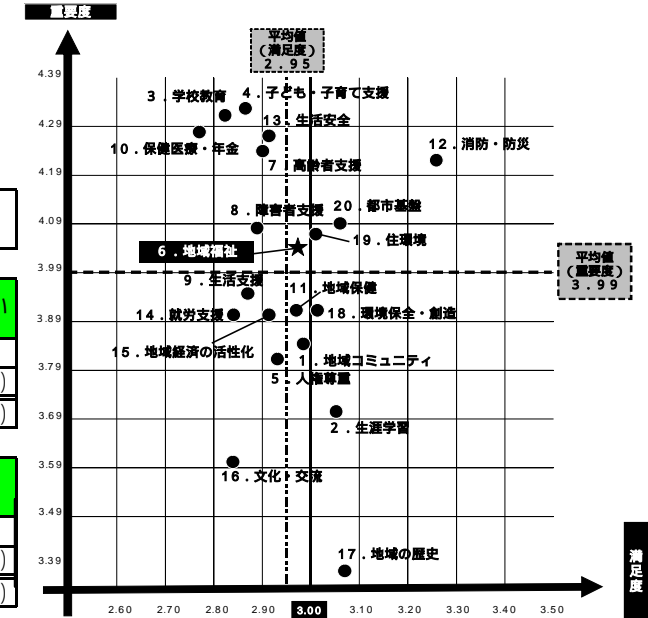
指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
民生児童委員活動平均日数		H24 135.8	日 146.5	140.7	133.4	**	**	**	0%
権利擁護相談の対応にかかった月数の合計		H26 716	件 -	-	716	**	**	**	-

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	地域生活を支える福祉コミュニティづくり 地域福祉に関する相談、支援体制づくり				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
26年度	34.9%	36.6%	26.6%	1.3%	0.6%
25年度	第10位 / 20施策	5点満点中	4.04点 (平均3.99点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
26年度	3.0%	13.1%	65.2%	15.9%	2.8%
25年度	第8位 / 20施策	5点満点中	2.98点 (平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
行政が取り組んでいくこと 地域福祉に関する相談、支援体制づくり						
<p>【民生児童委員の確保】 平成25年12月1日の一斉改選において、民生児童委員の担い手確保のため、一部推薦要件の緩和等を実施し、平成26年度においても地域住民等の協力を得ることにより、欠員を減少することができた。(平成27年4月1日現在)137名 24名(13名補充) しかしながら、今後も継続した欠員補充にむけて、どのように担い手の確保を行っていくかが課題である。</p> <p>【活動の支援】 民生児童委員の活動支援については、民生委員法により市長が実施することが定められており、平成26年度においても尼崎市民生児童委員協議会連合会に事業補助を行うとともに、民生児童委員に対しても調査等活動補助を行った。(目標指標) 一方で、複雑多様化していく民生児童委員活動に対して、限られた予算の範囲で効果的な活動支援を今後も継続して実施していくために、支援の実施方法について検討する必要がある。</p> <p>【ネットワークの推進】 平成26年度は民生児童委員の代表者が障害者自立支援協議会の部会に積極的に参加したことにより、一般社団法人尼崎市手をつなぐ育成会と、地区ごとの懇談を行うなど、新たなネットワークの構築ができた。また、前年度に引き続き、各地区で実施されている地域ケア会議へ民生児童委員が参画している。そのほかにも、地域福祉活動専門員が個別ケースに対するケース会議を実施し、地域包括支援センターや民生児童委員、地域住民と連携できるネットワークが実施された地区もある。今後も引き続き、施策を超えた連携を図っていく必要がある。</p> <p>【地域福祉権利擁護事業】 地域福祉権利擁護事業として、尼崎市社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業に対し、補助を行っている。福祉サービス利用援助事業は、相談件数、契約件数ともに増加しており、【相談件数:H25年1,698件 H26年度1,746件、契約件数:H25年度52件 H26年度71件】地域における在宅支援の一端を担っている。</p> <p>【権利擁護の取組】 高齢化の進展等に伴って、権利擁護に関して福祉の中核となるセンター機能の必要性が高まっており、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施してきた。「権利擁護ネットワーク構築事業」の中では権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、「市民後見推進事業」では市と社会福祉協議会が連携・協力し、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップする中で活動を進めてきた。 平成26年度から「権利擁護推進事業」として、7月に社会福祉協議会に委託して成年後見等支援センターを開設し、市民後見人の養成から、相談の受付、方針の検討、後見の申立て、後見監督など一体的な支援を目指している(目標指標)。なお市民後見人については、平成27年3月末現在で18人が市民後見人候補者として登録しており、市社会福祉協議会が後見監督を行う中で、4名が市民後見人として後見活動を行っている。 今後とも、成年後見制度の利用の増加に伴い、市民後見人の担い手の確保が重要になってくることから、地域での啓発・周知とともに、相談窓口としての機能充実を図る必要がある。</p> <p>【その他】 阪神福祉事業団負担金は、広域的に阪神間6市1町で設立した阪神福祉事業団への相応分の財政的支援を通して、社会福祉施設の安定運営に寄与している。なお、同事業団は、平成26年度、白寿荘一般介護棟の大規模修繕工事が終了した。育成園、厚生院については、移転、築に向けた準備を進めている。</p>						
主な事務事業	民生児童委員関係事業費 民生児童協力委員関係事業費	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ 遅れている

次年度に向けた取組方針	
<p>【民生児童委員の確保等】 推薦要件の緩和等、引き続き委員の確保に向けてどういった方法があるかを検討していく。また、民生児童委員の担当世帯数や地区内の実情等を検証し、民生児童委員の負担の軽減等について検討する。</p> <p>【地域福祉権利擁護事業】 補助のあり方について、検討する。</p> <p>【権利擁護の取組】 成年後見等支援センターの地域での周知を進め、同時に地域包括支援センターなど高齢・障害の窓口事業者などと連携を深めることなどとともに、相談窓口の箇所数なども含め、機能の充実に取り組んでいく。</p>	
新規・拡充の提案につながる項目	
改革・改善の提案につながる項目	

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
<p>・民生児童委員の活動内容は多岐に渡り、広い専門性を求められることに加え、本市においては、生活保護世帯数・単身高齢者数・児童虐待認知数等が増加傾向にある。民生児童委員に対する効果的な活動支援を行うとともに、欠員の解消につとめる。</p> <p>・また、推薦要件の緩和等に取り組んでいるところではあるが、担い手の高齢化やその確保については依然として課題となっていることから、引き続き社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの専門機関との連携等、民生児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組む。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続